

「施策の実施状況に関する建議書」における
総合計画審議会からの評価・意見に対する対応方針(施策全般)

1 成果指標に係る主要な意見

No.	評価に係る意見	対応方針
1	<p>成果指標とサブ指標の位置づけの明確化である。成果指標とは各施策の達成すべき基本目標、最終的な成果を数値目標で示すものであり、これに対してサブ指標とは、そうした最終的な成果を達成するための主要事業の業績達成度を評価するものである。今後はこうした点を明確にするために、「指標」は、「成果指標」については原則2つとし、「サブ指標」については業績指標として取り組みの方向に対して原則1つとし、評価指標の明確でわかりやすい体系化を図ることが求められる。</p>	<p>来年度の評価に向けて施策進行管理シートの様式を見直す。 見直しに当たっては、「成果指標」と「サブ指標」を、性格の違いを反映した形式に表記することにより、総体として施策の進捗状況が分かりやすくなるような表現に見直すとともに、「目標設定の考え方」欄に設定根拠についても、より詳しく記載する。 また、本年度の評価から採用した106のサブ指標については、市の個々の事業成果の達成度を測る指標であり、活動の一側面を表す性質のものである。サブ指標については、来年度以降も継続的に見直しを行い、より適切な指標があるならば、別の視点で再設定することについても検討する。</p>
2	<p>成果指標(サブ指標も含む。以下同様)については、目標値の設定根拠を明確にすべきである。市民への説明責任を果たすためには、なぜその数値目標を目指すのかを明らかにした上で、市民の納得を得る施策に取り組む必要があり改善を求める。</p>	
3	<p>サブ指標の中には、成果目標・指標の達成に結びつかないものがあることから、その妥当性については、施策所管局において引き続き十分議論されたい。</p>	
4	<p>現在の施策進行管理シートは、計画の最終年度である平成31年度を見通した形式になっていない。目標値の設定根拠の記載も含め、書式の改善を検討されたい。</p>	<p>来年度の進行管理シートの見直しに当たり、指標の目標値等については、計画の最終年度までを見通せる形式に変更する。</p>
5	<p>成果指標の評価に当たっては、目標値を達成していないにも関わらず、結果の分析が不十分な施策がある。特に達成率の度合いでプラス評価をする傾向にあるが、あくまでも評価の判断基準は市民と約束した目標値を達成したか否かであり、達成率はなぜ達成できなかったのか、その原因分析に努めることが重要である。具体的な改善策を導き出すプロセスにおいては、現状の分析と課題認識が重要であり改善を求める。</p>	<p>各施策の成果指標については、常に目標値の達成を目指して取組を進めるべきものであるが、達成率が100%を超えていないにもかかわらず、その原因分析が不十分な指標があった。 来年度の評価においては、目標値を達成できなかった場合は、なぜ達成できなかったのか原因分析をしっかりと行い、具体的な改善策を導き出すよう努める。</p>

6	<p>本年度の評価に当たり、106のサブ指標を設定したことについては評価できるが、施策の中には、依然としてサブ指標の設定が困難とされている施策がある。市が行う事業は、経費が投入されていることから、何かしらの成果があっただけである。これらの施策についてサブ指標の設定を引き続き求める。</p>	
7	<p>前項と関連するが、成果指標及びサブ指標には、施策や事業に投入された予算・人員・時間を表示するインプット指標(投入資源指標)、施策や事業の実施により産出されたサービス量や事業量を表示するアウトプット指標(産出量指標)、サービス量や事業量の産出の結果、市民生活にもたらされる成果を表示するアウトカム指標(成果指標)の3つのタイプがある。いずれの施策、事業についてもアウトカム指標を設定することが望まれるが、それが困難な場合、費用対効果の視点も考慮してアウトプット指標、インプット指標を設定されたい。</p>	<p>サブ指標が設定されていない施策については、来年度の評価に向けて引き続き検討を進める。 指標については、アウトカム指標を前提に検討を進めるが、施策の性質によっては、インプット指標やアウトプット指標の設定についても検討していく。</p>

2 総合評価に係る主要な意見

No.	評価に係る意見	
1	<p>限られた財源の中で事業を効果的に推進する必要が求められることから、市民や市内に所在する大学、民間事業者、NPO法人などの地域資源の活用や行政としての役割分担を強く意識するとともに、費用対効果や、実施内容や結果の因果関係などの分析を行い、過剰なサービスにならないよう行政サービスの適正な水準をどこまでとすべきかを常に考えながら、事業を実施されたい。</p>	<p>本市では、従来の枠組みを超えた新たな発想による事業実施を推進するため、平成26年度に策定した「相模原市PPP(公民連携)活用指針」に基づき、更なる民間活力の活用に向けた取組を進めている。 また、市内7大学を含む9大学と包括連携協定を締結し、豊富な資源を有する大学との協力関係をより一層強化することにより、様々な分野に関する地域の課題解決や活性化を図る取組も継続的に実施している。 取組の推進に当たっては、引き続き行政サービスの適正水準を見極め、最少の経費で最大の効果を挙げるという視点に立ち計画的に事業を実施していく。</p>

2	<p>施策のめざす姿を実現するためには、構成する各事業について、施策所管局が効率的・効果的に推進していくことは当然であるが、他の部局との連携により効果が高まることを認識し、部局間で協力した結果が評価に反映できるような共通の目標・指標の設定、事業の共同立案・実施など、縦割り行政から脱却する局間連携、局区間連携を強める仕組の導入を引き続き検討されたい。</p>	<p>施策進行管理シートにおいて「他の部局との庁内横断的な取組」という記載欄を設け意識付けを図るなど、局区間連携の強化に取り組んできたところであるが、今後も、現在策定を進めている「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づく施策の展開など、各局区が協力して推進しなければならない取組があることから、共通の目標、指標の設定、事業の共同立案等の局区間連携に引き続き積極的に取り組んでいく。</p>
3	<p>事業の実施に当たり、毎年、事業の回数などボリュームを増やしていくものが多いが、単に回数を増やすということは、人員増や財政負担増につながる事となる。いかにより低いコストでより質の高いサービスを提供するか、最少の経費で最大の効果を上げるという費用対効果の視点に立ち、サービスの適正な水準を見極めた上で目標を設定すべきである。</p>	<p>事業の適正な規模を見極めることは、都市経営の視点からも非常に重要である。このことから事業の実施に当たっては、常に費用対効果の視点に立ち、最終的な成果とコストパフォーマンスを意識して取り組むとともに、サブ指標の目標値等については、サービスの適正な水準の分析に努め、適宜見直しを図っていく。</p>
4	<p>施策所管局とのヒアリングを通じて感じられることは、施策・事業の立案において国の通知や他の指定都市の取組を参考にすればそれで十分という、市民の暮らしの現場である地域への視点を欠く施策・事業立案意識である。だが、国の通知は技術的助言、すなわちアドバイスにすぎず、また単に他市の模倣で満足するのではなく、あくまでも市民の暮らしの現場である地域の実態の把握・分析を出発点とし、地域課題の解決等に努め、相模原市の特徴を踏まえた独自性のある施策・事業を構築することが求められる。</p>	<p>施策・事業の立案に当たっては、常に市民の目線に立った地域実態の把握・分析に努め、地域の特徴を踏まえた先進的で独自性のある施策・事業の構築に積極的に取り組んでいく。</p>
5	<p>本年度は、50施策のうち33施策は2次評価を実施せず、当審議会からの意見を付していないが、改善は絶えず必要とされていることから、施策所管局が本年度の1次評価において記載した改善策を着実に実施されたい。 また、本年度の建議における総括的な意見については、全庁において実施されたい。</p>	<p>施策進行管理シートの書式を見直すに当たり、「前年度の1次評価で示した改善策の取組結果」を記載する欄を設け、本年度2次評価を実施しなかった33施策を含む全50施策の改善策の実施状況について検証していく。 また、本年度の建議における総括的な意見については、対応方針を作成するに当たり全庁に周知しているところであるが、来年度の評価に当たっても再度周知を図り、意識付けを徹底していく。</p>

3 改善工程表に係る主要な意見

No.	評価に係る意見	意見
1	<p>改善工程表のスケジュール欄は、対応方針で示した項目を各四半期中でどう具体化するのかが段階的に示すものであるため、第1四半期は何を行うのか、第1四半期を踏まえて第2四半期は何を行うのか、最終的に第4四半期でどう実現していくのかということ、得られる成果と合わせて具体的に記載されたい。</p>	<p>平成26年度に改善工程表の書式の変更を行い、対応方針ごとにスケジュールや得られた成果を記載するよう見直しを行ってきたが、記載に当たっては、引き続き具体的で分かりやすい説明に努める。</p>
2	<p>改善工程表のスケジュール欄において、第1四半期で改善が完結できる内容にもかかわらず、第4四半期まで期間を要するとされるものが散見される。早期に改善が達成されるよう、スピード感を持って実行されたい。</p>	<p>改善に当たっては、各関係団体との調整や庁内の意思決定に一定の時間を要するが、直ちに実行に移すことが可能な改善策については、スピード感を持って対応していく。</p>
3	<p>今回の改善工程表のモニタリング評価において指摘のあった事項については、早急にその具体的な対応策を検討し、改善プロセスを重ねられたい。</p>	<p>改善工程表のモニタリングを受けた改善策のうち、直ちにに取り組むことが可能な項目については、早急に対応を図る。 また、引き続き改善を図っていく必要のある項目や改善まで時間を要する項目については、審議会からの指摘事項に十分に留意しながら継続的に改善に取り組む。</p>